

有害鳥獣駆除を対象にした国の交付金制度を巡り、霧島市が任命した捕獲隊員が捕獲数を水増し報告し報償費を不正受給しようとした疑いがある問題で、市は29日、調査結果を市議会に報告した。虚偽報告を本人が認めたのは2013年度から16年度の4年間で29人252件、計241万8200円とした。

虚偽報告は市捕獲隊の5班全てで確認された。市は、問題発覚で支給を保留している16

年度分の46万8千円（39件分）を引いた195万200円（213件分）の返納を求めた。うち、国への返還分は92万9千円。1人の虚偽報告の最多は40件で、最大返納額は41万2千円だった。

昨年7月に市職員が気付き、市は写真提出が必要になった13～16年度を対象に捕獲実績を報告した165人のうち1人は疑いのある報告9件を認めておらず、市は刑事告発も視野に再び聞き取り調査する。

また、市は再発防止策として新たに報償費の交付要領を策定。捕獲の報告期限を短縮し、報償費の支給を簡便化するなど厳しくする。川東千尋農林水産部長は「担当者1人で確認するなどチェック態勢にも反省すべき点があった。再発防止に努める」と話した。

報償費の受給には個体の尾と両耳ほか、写真が必要。イノシシとシカには1頭1万2千円（国8千円、市4千円）が支給される。

（藤崎慎二）

鳥獣捕獲

水増し252件241万円確認

霧島市、全5班の29人